

住民税のしおり

〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号

摂津市 総務部 市民税課 市民税係

☎大代表(06)6383-1111 代表(072)638-0007 内線 2256~2259

直通(06)6319-1990

目次

1. 個人住民税とは…P1
2. 市・府民税の納税方法…P2
3. 公的年金からの特別徴収について…P3
4. よくある問い合わせ…P4～
 - ① 寄附金控除について
 - I 寄附金税額控除について
 - II 「ふるさと寄附金」制度について
 - ② 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得にかかる課税方式の選択について
 - ③ 個人市民税・府民税の減免について
5. 令和4年度(令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される税制改正について…P8～
 - ① 住宅ローン控除の特例の延長等
 - ② 子育てにかかる助成等の非課税措置
 - ③ 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得にかかる申告手続きの簡素化
 - ④ 退職所得課税の適正化
 - ⑤ セルフメディケーション税制の見直し

1.個人住民税とは

個人住民税(市民税・府民税)

個人住民税(市民税・府民税)とは、ある一定の所得のある人が全員同じ金額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて所得の多い人ほど多くの負担をする「所得割」からなります。事務上、個人住民税として市民税と合わせて府民税も市が計算しています。

・市民税は、日常生活に身近な行政サービスのために必要とされる費用について、市民がその能力に応じて負担を分かち合うという性格を有しています。

・府民税は、大阪府の税金ですが、納税者の便宜などをはかるため、市民税とあわせて住民税として摂津市に納めていただき、市が府に払い込んでいます。

※個人住民税は、その年の1月1日に住んでいた都道府県・市区町村に納める税金です。1月1日以降、転出した場合であっても、その年の住民税は1月1日に住んでいた自治体に納めることとなるためご注意ください。

均等割

市民税:3,500円 府民税:1,800円

大阪府では、平成28年度から令和5年度まで個人府民税均等割額に森林環境税300円が加算され1,800円になります。

所得割

所得割額は、課税する年の前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に応じて課税されます。

(前年中の所得金額-所得控除額)×税率(市民税6%、府民税4%)

※分離課税所得に対する計算方法は異なります。

所得金額

前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から必要経費を差し引くことによって算定されます。

所得控除額

納税義務者に配偶者や扶養親族がある場合などに、所得金額から一定の額を控除するものです。

<例>

配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除など

税率

市民税:6% 府民税:4%

2.市民税・府民税の納税方法

市民税・府民税の納税の方法について

納税の方法については、普通徴収・給与からの特別徴収・公的年金からの特別徴収の3種類があります。

普通徴収

事業所得者や不動産所得者、会社を退職した人などが対象で、納税通知書によって年税額を通常年4回に分けて納める方法です。

納期

- ・第1期…6月1日から同30日まで
- ・第2期…8月1日から同31日まで
- ・第3期…10月1日から同31日まで
- ・第4期…翌年1月1日から同31日まで

納付場所については、納付書裏面記載の金融機関・コンビニエンスストア・近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行・郵便局・摂津市指定金融機関(摂津市役所内)及びスマートフォン決済アプリとなります。

なお、納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

また、口座振替による納付もできますのでご利用ください。口座振替に関する手続き等に関しては、摂津市役所 納税課へお問い合わせください。

給与からの特別徴収

給与所得者が対象で、給与の支払者(会社など)が毎年6月から翌年の5月までの毎月の給与から税額を差し引き、市へ納める方法です。給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定(変更)通知書は、通常5月に勤務先に郵送します。

また、年度の途中で退職された場合は、差し引きできなかった残額分を一括徴収(最終の給与より残額分をすべて差し引き)または普通徴収で納めていただくこととなります。

公的年金からの特別徴収

65歳以上の公的年金所得者が対象で、公的年金にかかる市民税・府民税を4月から翌年2月にかけての年6回の年金支給月より差し引きし、公的年金の支払者(日本年金機構など)から市へ納める方法です。

3.公的年金からの特別徴収制度について

公的年金からの特別徴収制度の概要

公的年金からの特別徴収とは、65 歳以上の公的年金受給者が対象で、公的年金にかかる市民税・府民税を4月から翌年2月(年6回)の年金より差し引きし、公的年金の支払者(日本年金機構など)から市へ納める方法です。

この制度は、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を目的として地方税法に定められています。

対象者 以下の5項目すべてに当てはまる方が対象です。

- ・当該年度の4月1日現在、65歳以上の方
- ・公的年金所得に対して市・府民税が課税されている方
- ・年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給されている方
- ・介護保険料が年金から差し引きされている方
- ・当該年度の1月1日以降、継続して摂津市にお住まいの方

対象税額

公的年金等の所得にかかる市民税・府民税のみが特別徴収の対象です。

そのため、給与所得や事業所得、不動産所得など他の所得にかかる市民税・府民税は、普通徴収(納税義務者本人が納付書や口座振替により納付)や給与からの特別徴収の方法で納めていただきます。

対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金

対象となる年金が2以上ある場合には、そのうち1つの年金が特別徴収対象の年金となります。ただし、障害年金および遺族年金については、課税の対象ではありません。

今年度から特別徴収の対象となる方(前年特別徴収が中止となった方を含む)

6月、8月に年税額の4分の1ずつを納付書や口座振替で納めていただき、10月、12月、2月支給分の年金より年税額の6分の1ずつを年金より差し引き(特別徴収)します。

前年度から特別徴収の対象となっている方

仮徴収は、4月・6月・8月支給分の年金から、(前年度分の年税額÷2)÷3の金額を年金より差し引き(特別徴収)します。

本徴収は、10月・12月・2月支給分の年金から、(今年度の年税額－仮徴収額)÷3を年金より差し引き(特別徴収)します。

4.よくある問い合わせ

① 寄附金控除について

I 寄附金税額控除について

所得税で寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、摂津市が条例で規定した寄附金については、所定の手続き(確定申告等)をすることにより、所得税及び個人市民税が控除されます。都道府県・市区町村、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部のほか、摂津市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体であり、摂津市の条例で規定された寄附金等が対象です。

対象寄附金

- (1)都道府県・市区町村に対する寄附金
- (2)大阪府共同募金会・日本赤十字社大阪府支部に対する寄附金
- (3)所得税法等に規定される寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として摂津市の条例で定めるもの(大阪府の条例で規定する指定寄附金)
- (4)租税特別措置法に規定される特定非営利活動に関する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として摂津市の条例で定めるもの(大阪府の条例で規定する指定寄附金)

大阪府の条例指定寄附金については、大阪府のホームページ「市民公益税制について」をご覧ください。

寄附をされた個人の方へ

寄附をした翌年の1月1日現在において、摂津市にお住いの方(摂津市個人市民税の納税義務のある方)が寄附金税額控除を受けることができます。

控除の適用を受けるためには、寄附をした翌年に所得税の確定申告をしていただく必要があります。申告には、寄附金を受領する法人・団体が発行した受領証(領収書)が必要となります。

II「ふるさと寄附金」制度について

「ふるさと寄附金」制度の概要

「ふるさと寄附金」制度は、「ふるさと」に貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現するため、応援したい地方自治体への寄附を通じて、その寄附額の一定限度を居住地の個人住民税・所得税から控除できる制度です。ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。地方自治体に寄附をした人は、寄附をした際に受け取る寄附金受領証明書を所得税の確定申告時に最寄りの税務署に提出してください。

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには原則として、寄附をした年(1月1日～12月31日)の翌年に所得税の確定申告をしていただく必要があります。確定申告書においては、申告書第1表の寄附金控除欄に加えて、第2表の寄附金控除欄と住民税に関する事項の寄附金税額控除欄(都道府県、市区町村分)にも必ず記載が必要となります。※記載がない場合は、寄附金税額控除の適用外となりますのでご注意ください。この場合、市・府民税の寄附金税額控除の適用を受けるには、市・府民税の申告が別途必要となります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。これは、平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税に適用されます。

特例の適用には、寄附を行う際に各寄附先の自治体に特例適用の申請書を提出する必要があります。

控除額の計算

寄附金のうち2,000円を超える部分が、一定の上限まで、原則として所得税と合わせて全額が控除されます。所得税については、寄附をした年分の所得から控除されます。

個人住民税については、寄附をした年の翌年に課税される税額から控除されます。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用を受ける場合は、所得税からの控除は発生せず、寄附をした年の翌年に課税される個人住民税から控除されます。

② 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得にかかる課税方式の選択について

制度の概要

平成29年度税制改正により、平成29年4月1日から上場株式等の配当所得等及び譲渡所得(源泉徴収ありの特定口座)に係る所得については、所得税と個人住民税(市・府民税)で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。

(例)上場株式等の配当所得等について所得税では総合課税、個人住民税(市・府民税)は申告不要を選択
なお、課税方式の選択をしない場合は、今までどおり、所得税の確定申告における課税方式が個人住民税(市・府民税)でも適用されます。

上場株式等の配当所得等の課税方式の選択

| 所得税 | 個人住民税(市・府民税) |
|-------------|---------------|
| ・申告不要(源泉徴収) | ・申告不要(特別徴収※1) |
| ・総合課税 | ・総合課税(※2,3) |
| ・申告分離課税 | ・申告分離課税(※3,4) |

所得税と個人住民税(市・府民税)でそれぞれ異なる課税方式を選択していただけます。

(※1)申告不要を選択した場合は、「個人住民税配当割」が特別徴収され、課税が終了します。

(※2)総合課税を選択した場合は、税計算にあたって配当控除の制度があります。

(※3)総合課税または申告分離課税を選択した場合は、特別徴収された「個人住民税配当割」を控除する制度があります。

(※4)申告分離課税を選択した場合は、上場株式等にかかる譲渡損失(赤字)と損益通算及び繰越控除ができます。

上場株式等の譲渡所得の課税方式の選択

| 所得税 | 個人住民税(市・府民税) |
|-------------|---------------|
| ・申告不要(源泉徴収) | ・申告不要(特別徴収※1) |
| ・申告分離課税 | ・申告分離課税(※2) |

所得税と個人住民税(市・府民税)でそれぞれ異なる課税方式を選択していただけます。

(※1)申告不要を選択した場合は、「個人住民税株式等譲渡所得割」が特別徴収され、課税が終了します。

(※2)申告分離課税を選択した場合は、特別徴収された「個人住民税株式等譲渡所得割」を控除する制度があります。

制度の注意点

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得については、所得税 15.315%(復興特別所得税含む)と個人住民税(市・府民税)5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されています。

そのため、申告の必要はありませんが、税額控除の適用や譲渡損失の損益通算及び繰越控除等を行うために、確定申告や個人住民税(市・府民税)の申告を選択することもできます。

申告不要とされている上場株式等の配当所得等及び譲渡所得を、総合課税または申告分離課税として申告した場合、配偶者控除や扶養控除などの判定上の合計所得金額に加算されます。

※これにより、配偶者控除や扶養控除の適用、社会保険料(健康保険料・年金保険料等)、各種行政サービスにおける算定に影響する場合がありますのでご注意ください。

申告方法と期限

所得税と個人住民税(市・府民税)で異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書が送達されるまでに、確定申告書とは別に、個人住民税(市・府民税)申告書の提出が必要となりますので、お問い合わせください。

また、令和3年分の所得税確定申告から、個人住民税(市・府民税)において、上場株式等の配当所得等や譲渡所得を含めたすべてを申告不要とする場合は、原則として、所得税確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、所得税確定申告書(第二表)の住民税に関する事項に附記事項が追加されました。詳しくは、P8 5.令和4年度の個人住民税(市・府民税)から適用される税制改正についてをご参照ください。

※上場株式等の配当所得等や譲渡所得の一部の申告不要もしくは、附記事項の記入漏れ等で、個人住民税(市・府民税)においての上場株式等の配当所得等や譲渡所得を申告不要とする場合は、従来どおり、個人住民税(市・府民税)の申告を行う必要があります。

③個人市民税・府民税の減免について

個人市民税・府民税は、所得税と異なり、前年の所得に対して課税される制度となっていますので、税負担の公平性から、納付時期の所得状況などにかかわらず、納めていただくことが原則です。

ただし、以下の理由により、個人市民税・府民税の全額負担が困難であると認められる場合は、申請により減免を受けられることがあります。

- 1.生活保護法の規定による保護を受ける方
- 2.貧困により生活のため公私の扶助を受ける方
- 3.所得が皆無となったため生活が著しく困難になった方
- 4.勤労学生に該当する方
- 5.不慮の災害により納税ができなくなった方
- 6.本人またはその配偶者が被爆者健康手帳の交付を受けている方

上記の詳細

- 1.生活保護法の規定による保護を受ける方

生活保護法に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を受けている方

…全額免除

- 2.貧困により生活のため公私の扶助を受ける方

「1.生活保護法の規定による扶助を受ける者」と同等の生活基準にある方

…全額免除

- 3.所得が皆無となったため生活が著しく困難になった方

◎その年の所得金額の見込みが皆無で、生活が著しく困難な方(※)

…全額免除

◎失業又は廃業、退職、休職、休業等により、その年の所得金額の見込みが前年より大きく減少し、生活が困難になったと認められる方(※)

…所得割額の最大 7 割軽減(軽減割合は前年の合計所得金額により変動します)

前年の合計所得金額が 260 万円以下の方が対象となります。

※生活が困難である状況については、減免についての要綱や基準に基づき、該当する方かどうかの判断をします。

- 4.勤労学生に該当する方

確定申告若しくは住民税申告等で勤労学生控除の適用があり、減免申請時において学生である方

…全額免除

- 5.不慮の災害により納税ができなくなった方

◎不慮の災害により納税者が死亡し、相続人による納付が著しく困難である方

◎災害又は盗難若しくは横領により本人又は同居親族の資産について、大きな損害を受けている方

…所得割額の最大 7 割軽減(損失の金額と前年の合計所得金額により変動します)

※前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方が対象となります。

- 6.本人またはその配偶者が被爆者健康手帳の交付を受けている方

被爆者健康手帳の交付を受ける者又は被爆者健康手帳所持者である同居の配偶者を有する方

…所得割軽減

前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である方が対象となります。

減免・軽減の適用について

減免・軽減の適用については、条例や規則等に規定する理由や所得基準要件、申請時における所得や今後の見込み、資産や生活状況を総合的に審査した上で承認の場合は減免・軽減後の市・府民税の税額変更通知書、不承認の場合は不承認通知書を送付します。申請によって必ず適用されるものではありませんので、ご注意ください。

※申請受付後、通知発送まで 30 日ほど時間を要する場合があります。

なお、減免を受けようとするときは、納期限までに申請する必要があります。納期限が過ぎた税額及び納付された税額については、減免できません。

また、申請する理由により、申請に必要な書類が異なりますので、申請を検討されている方については、市民税課市民税係にご相談ください。

5.令和 4 年度(令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間に得た収入)の個人住民税(市・府民税)から適用される税制改正について

① 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間を 13 年間とする特例の入居期間が、令和 4 年 12 月 31 日までに延長されました。対象者については、以下のとおりになります。

| 入居した年月 | 控除期間 |
|---------------------------|--------------|
| 平成 26 年 1 月から令和元年 9 月まで | 10 年 |
| 令和元年 10 月から令和 2 年 12 月まで | 13 年(※1) |
| 令和 3 年 1 月から令和 4 年 12 月まで | 13 年(※1)(※2) |

(※1)消費税の税率が 10%適用となる住宅の取得等をした場合となります。消費税の税率が 10%でない取得等の場合は、控除期間が 10 年となります

(※2) 令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末までの間で契約した注文住宅もしくは、令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末までの間に契約した分譲住宅であることが条件です

また、これまで床面積 50 平方メートル以上の住宅が対象となっていました。この延長した部分に限り、床面積が 40 平方メートル以上 50 平方メートル未満である住宅についても、適用を受ける年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であれば、住宅ローン控除の適用を受けることができるようになりました。

②子育てにかかる助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、国や自治体からの子育てにかかる助成等について非課税とされました。対象範囲は、子育てにかかる施設・サービスの利用料に対する助成等となります。

非課税となる国や自治体からの子育てにかかる助成等の例

- 1.ベビーシッターの利用料に対する助成
- 2.認可外保育施設等の利用料に対する助成
- 3.一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象

(例:生活援助・家事支援、保育施設等の利用の際の副食費や交通費等)

③上場株式等の配当所得等及び譲渡所得にかかる申告手続きの簡素化

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得については、所得税と個人住民税(市・府民税)で異なる課税方式を選択する場合は、個人住民税(市・府民税)の納税通知書が送達されるまでに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告を個人住民税(市・府民税)の申告で行う必要があります。

令和 3 年分の所得税確定申告から、個人住民税(市・府民税)において、上場株式等の配当所得等や譲渡所得を含めたすべてを申告不要とする場合は、原則として、所得税確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、所得税確定申告書(第二表)の住民税に関する事項に附記事項が追加されました。

※上場株式等の配当所得等や譲渡所得の一部の申告不要もしくは、附記事項の記入漏れ等で、個人住民税(市・府民税)においての上場株式等の配当所得等や譲渡所得を申告不要とする場合は、従来どおり、個人住民税(市・府民税)の申告を行う必要があります。

例 1:令和 3 年分確定申告書 A において、上場株式等の配当所得等のすべてを申告不要とする場合

例 2:令和 3 年分確定申告書 B において、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得のすべてを申告不要とする場合

④退職所得課税の適正化

勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の方は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額に 1/2 を乗じた額を課税の対象としていましたが、令和 4 年 1 月 1 日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち、300 万円を超える部分について、1/2 を乗じた額ではなく全額を課税対象とすることとされました。

⑤セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品が見直されました。また、令和 3 年 12 月 31 日までの適用期間だったものが 5 年延長され、令和 8 年 12 月 31 日までの適用期間となりました。

※見直し後の制度は、令和 4 年分の所得税確定申告、令和 5 年度個人住民税(市・府民税)から適用
詳しくは、厚生労働省ホームページのセルフメディケーション税制(特定の医薬品購入額の所得控除制度)についてをご覧ください。